

三光商店街ニュース (NO.26)

新宿三光商店街振興組合 理事長 奥山 彰彦 印

平成19年 2月 28日

1. 今年より組合は税務申告の受付をいたしません。

今年も確定申告の季節(2月16日~3月15日)になりました。申告方法ですが、3年前に三光納税貯蓄組合(納貯)が廃止になりました。それを受け、本年より各々が最寄りの税務署に申告書類を直接届けていただくことになりました。各自が申告書に記入の上、提出されますようよろしくお願い致します。(記入法が分からない方は、税務署で直接指導してくれます。)

2. 空き巣、泥棒注意!

このところ、町内に空き巣、置き引き等、盗難事件が続けて発生し被害を受けております。店舗数が増え、見知らぬ人も多数町内を闊歩しています。そんな中に紛れ込んで、機会を窺っている質の悪い輩もいるようなのです。ちょっと店を離れる場合でも、コマめに鍵掛けを励行しましょう。

3. ママさん、従業員への婦女暴行事件!

上記2と同様、性的犯罪者が町内店を窺い、何度か婦女暴行や未遂事件を起こしていることが分かってきました。この種の事件は、被害者が世間体や羞恥心、恐怖心から口をつぐんでしまう事が多く、表沙汰に成りにくい上、夜道等の暴行と違い、飲食店室内での暴行(犯行)立証が大変難しいのです。それが犯行者にとっても狙い目になる訳ですが、発覚すれば大変な重犯罪として扱われます。一見人通りのあるこの街が、逆に盲点になっているのです。

店内に女性が一人の時や閉店間際など、手薄な時に虚を突かれますので特に注意が必要です。

【参考】分かる範囲の似顔絵と新聞コピーも添付しました。

【対策】

学童用ブザー、防犯グッズの利用。

近隣が互いに声掛け未然に防犯。

予め携帯にSOSメールを用意、すぐ発信。

思い当たる節のある方は組合役員に連絡を。

被害にあったら兎に角すぐに110番!

4. ぼったくり被害の訴えがありました。

お客様より、当商店街において、桁違いのぼったくり被害に遭った旨の訴えがありました。

各店はメニューや料金システムを明示（説明）し、できるだけトラブルを回避されますよう、お願い致します。

5. 合同理事会がありました。

「新宿三光商店街振興組合」、「ゴールデン街商業組合」初の合同理事会を2月15日（木）行いました。

テーマは「ゴールデン街の再開発の可能性について」「その対策、対応について」「ゴールデン街と三光商店街、両組合の協力について」等でした。

6. 第2回フリーマーケットについて。

大変な好意的反響のあった第1回フリーマーケット（'06.10.15）にひきつづき、第2回フリーマーケットを開催いたします。

期日：4月15日（日）午前11：00～午後5：00まで。

お客様の共同参加歓迎。

参加費：一店舗につき1,000円（三光商店街組合員以外店舗は2,000円）です。

- 内訳
- 1、参加店舗案内地図作成費
 - 2、参加めじるし用フラッグ、ステッカー等作成費
 - 3、その他、諸経費

申し込み先：新宿三光商店街振興組合（受付平日13：00～19：00）

03（3209）6418 または三光商店街理事、担当委員まで

締め切り：3月31日までといたします。

以上

組合事務所 新宿区歌舞伎町1-1-6 TEL・FAX 03-3209-6418

<http://goldengai.jp> (member's pass= sankou) sankoukumiai@ybb.ne.jp